

花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成の対象者は、緑化事業を実施する自治会等とする。

2 前項の緑化事業（以下「事業」という。）とは、市内に存する公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹樹（連続した複数の区間にまたがるものに限る。）等の公共の場所において草花等の植栽を実施し、かつ、その維持管理を行うことについて市長の認定を受けたものをいう。

3 第1項の「自治会等」とは、自治会、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に規定する管理組合をいう。）若しくは事業所（これらに属するグループを含む。）又は地域のグループをいう。

（助成対象経費）

第3条 助成の対象となる経費は、花苗、種子、球根、樹木（低木のものに限る。）、プランター、土、肥料等の原材料の購入費用とする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、前条に規定する原材料の購入費用に相当する額とする。ただし、1対象者につき1会計年度80,000円を限度とする。

（認定申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、補助金規則第3条の規定による交付の申請として、花と緑のわがまちづくり助成事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業計画書
- (3) 事業実施前の現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（認定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の認定の可否及び額を決定し、補助金規則第6条の規定による決定の通知として、花と緑のわがまちづくり助成事業認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の承認）

第7条 認定を受けた者は、その事業の変更（軽微な変更を除く。）又は中止をしようとするときは、市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 認定を受けた者は、事業完了後、速やかに花と緑のわがまちづくり助成事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ない。

- (1) 収支計算書
- (2) 領収書及び経費の使途を明らかにする書類
- (3) 完了写真

2 前項の規定による実績報告は、認定額の範囲内で分割して行うことができるものとする。

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、花と緑のわがまちづくり助成金交付額確定通知書(様式第4号)により、当該実績報告を行った者に通知するものとする。

(助成金の交付の請求)

第10条 前条の規定による助成金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに請求書(様式第5号)により市長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。